島原市報道資料

平成２６年　５月３０日

報道関係者　各位

島原市国民健康保険歯科健診の実施について

標記のことにつきまして、島原市国民健康保険の被保険者を対象に歯科健診を下記のとおり実施いたしますので、お知らせします。

記

■対象者
島原市国民健康保険に加入している方。
ただし、次に該当する方は受診の対象から除外されます。
① 受診日以前に島原市国民健康保険の資格を喪失された方。
② 国民健康保険税を滞納している世帯の方。
③ 現在、歯科の治療を受けている方。

■健診の自己負担金
自己負担金1,000円（歯科健診を受けるときに医療機関窓口で納付）

■標準検査項目
下記の４項目
① 診察　② 歯周組織検査　③ う蝕検査　④ ブラッシング指導

■募集人員　１００名

■募集期間　６月２日（月）～６月３０日（月）

■実施期間　平成２６年８月 １日（金）から平成２７年３月３１日（火）まで

■実施医療機関　実施医療機関は別添
※今年度から島原南高歯科医師会に所属する市外の歯科医院での受診も可能となりました。

■申込方法　「郵便はがき」申込

※詳細は、別添資料をご参照ください。

有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市　島原

担当：島原市福祉保健部
保険健康課　国民健康保険班　本多
電話：0957-63-1111（内線 231）
E-mail：kokuho@city.shimabara.lg.jp

国民健康保険からのお知らせ

■ 歯科健診を実施します!!

島原市の国民健康保険では、むし歯・歯周病などの早期発見・早期治療を図るとともに、健康増進への自覚を高めるため、「歯科健診」事業を実施します。

歯は、私たちの健康と密接に関係しています。
人生を豊かに送るために歯を健康に保ちましょう。

おろそかにしていませんか。健康管理のために歯のケアに心がけましょう。
日常からの正しい歯磨きや食生活などの生活習慣を見直すことによって、
むし歯・歯周病などの早期発見・早期治療ができます。
食べ物をよく噛み、食事を楽しく味わえるように歯の健診を受けましょう。

■対象者

島原市国民健康保険に加入している方。
ただし、次に該当する方は受診の対象から除外されます。

① 受診日以前に島原市国民健康保険の資格を喪失された方。
② 国民健康保険税を滞納している世帯の方。
③ 現在、歯科の治療を受けている方。

■健診の自己負担金

自己負担金1,000円

※歯科健診の費用の差額につきましては、島原市の国民健康保険で負担します。
なお、自己負担金につきましては、歯科健診を受けるときに医療機関窓口で納付して下さい。

■標準検査項目

下記の４項目となっています。

① 診察
② 歯周組織検査
③ う蝕検査
④ ブラッシング指導
※歯ブラシ等の交付あり

■募集人員　１００名

■募集期間　６月２日（月）～６月３０日（月）

■実施期間　平成２６年８月 １日（金）から
平成２７年３月３１日（火）まで

※ 決定された方につきましては、後日「受診決定通知書」を送付いたします。
※ 受診する期日につきましては、上記の期間内で希望する日時を歯科医院に連絡して決めて下さい。

■実施医療機関

実施医療機関は下記のとおりです。

1. いなだ歯科
2. 植木歯科医院
3. 大岡歯科医院
4. 大田歯科医院
5. 大場歯科医院
6. 喜多歯科医院
7. キタ忍歯科医院
8. 清水歯科医院
9. しらくら歯科医院
10. 末吉歯科
11. 高城歯科ｸﾘﾆｯｸ
12. 寺田歯科診療所
13. はらぐち歯科医院
14. まき歯科
15. 松井歯科医院
16. まつおﾃﾞﾝﾀﾙｸﾘﾆｯｸ
17. 松藤歯科
18. 松本歯科医院
19. みなと歯科医院
20. みやざき歯科
21. 宮﨑歯科医院
22. 森元歯科ｸﾘﾆｯｸ
23. 山口歯科医院
24. 吉田歯科医院
25. 渡部歯科医院

※今年度から島原南高歯科医師会に所属する市外の歯科医院での受診も可能となりました。受診可能な市外の歯科医院を知りたい方は、下記までご連絡ください。

■申込方法

次の要領で「郵便はがき」でお申込み下さい。
なお、希望者が定員を上回った場合には、抽選で決めさせて頂きますので、ご了承下さい。

（表 面）

郵便はがき
855-8555

島原市上の町５３７

島原市福祉保健部
保険健康課
国民健康保険班　宛

（裏 面）

- 住　所
- 氏　名（ふりがな）
- 生年月日（年齢）
- 性別
- 電話番号
- 国民健康保険証の番号
- 受診希望歯科医院名

◎お問い合わせ先　島原市福祉保健部　保険健康課　国民健康保険班
TEL（0957）63－1111（内線 231・237）